

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会
名誉フードスペシャリストの推薦等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という）表彰状授与規程第5条に基づき、名誉フードスペシャリストを推薦、表彰する際に必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 名誉フードスペシャリストを推薦するための要件は、次のいずれとする。

- (1) 食に関する深い又は幅広い知識を有する者
- (2) 食品産業の発展に貢献した者
- (3) 食に関する情報発信を通じて市民の食生活の向上に貢献した者
- (4) フードスペシャリストに対する深い理解を有する者
- (5) 協会の活動に対する貢献が大きい者

(表彰の実施)

第3条 会長は、総会に出席した名誉フードスペシャリストに対しては、表彰状を直接授与することができる。

(称号の活用)

第4条 会長は、名誉フードスペシャリスト自らが活動を行う際、名誉フードスペシャリストの称号を積極的に活用するよう依頼する。

(活動の周知)

第5条 協会事務局は、名誉フードスペシャリストの活動を広く会員に紹介するため、協会のホームページに「名誉フードスペシャリスト」のコーナーを設け、名誉フードスペシャリストのご事績等を掲載する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する